

令和6（2024）年度観光地におけるWEBマップ等活用促進事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和6（2024）年度WEBマップ等活用促進事業を受注する者（以下「乙」という。）の業務について必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和6（2024）年度観光地におけるWEBマップ等活用促進事業

2 業務の目的

(1) 目的

旅行先の選定に際しWEBマップ上での情報収集が普及していることから、旅マエ・旅ナカ層に向けてWEBマップを活用した効果的な情報発信を行うため、Map Engine Optimization（以下「MEO」という。）対策の支援を行い、観光誘客の拡大及び事業者（観光施設、飲食店、宿泊施設等）の情報発信力の強化を図る。

また、各地域において、今後も栃木県内の観光関係者が自主的な取組を継続できるような人材を育成するとともに推進体制を構築する。

この目的を達成するため、令和6（2024）年度は、観光事業者のGoogleビジネスプロフィール（以下「GBP」という。）オーナー登録・活用促進を行うと共に、GBPのデータを活用して栃木県の観光動向等を把握し、栃木県内への観光誘客強化のための分析・考察を行う。また、GBP活用好事例を事業者に紹介することで、GBP活用の促進を行う。

(2) 背景

WEBマップの中でもシェア率が最も高いGoogleマップは、施設・店舗管理事業者が自らオーナー登録を行うことによって表示される情報の管理が可能となるほか、情報を閲覧するユーザー（旅行者）のGoogleマップ利用状況のマーケティングが可能となり、これを有効に活用することで集客効果を高めることができる。

しかし、令和3（2021）年度に実施した調査によると県内観光事業者のGBPオーナー登録状況は3割程度に過ぎず、ユーザーのWEBマップ活用が浸透している一方、観光事業者の活用状況は低迷しており、情報収集側と情報発信側の需要と供給のバランスが傾いていることが明らかになった。

これを踏まえ、本事業では、このGBPの登録・活用の支援を通し事業者の情報発信力を高めるとともに、GBPで得られるデータをマーケティングに活かすことで、より実効力のある観光誘客の拡大強化を図る。

事業初年度となる令和4年（2022）年度に実施した業務では、約700の事業者のGBPオーナー登録・活用促進を行うと同時にGBPアクセス共有権を取得した。令和5（2023）年度に実施した業務では、約100件の事業者のGBPオーナー登録・活用促進を行うと

同時に GBP アクセス共有権を取得した。

また、地域における GBP 登録・活用推進者の選定・育成を通し、県内の観光関連団体を巻き込んだ体制の基盤を整えたところである。

3 委託料

9,062,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和7（2025）年3月31日（月）まで

5 委託業務概要

(1) 専門家による県内観光動向等分析業務

ア GBPパフォーマンスの集計分析業務

(ア) 過年度及び令和6（2024）年度においてGBPオーナー登録サポートを実施した県内の施設・店舗のパフォーマンスデータで得られるデータを分析し、栃木県内の観光動向を明らかにすること。

(イ) 分析は、業種（観光事業者・飲食事業者・宿泊事業者）毎及び栃木県内5地域（別紙参照）毎に行うこと。

(ウ) パフォーマンスデータは適切に管理し、甲の求めに応じて見やすく加工すること。

イ GBP活用好事例分析業務

(ア) 過年度及び令和6（2024）年度においてGBPオーナー登録サポートを実施した県内の事業者のパフォーマンスデータ及びその他の情報を分析し、GBPの活用により集客につながっていると考えられるようなGBP活用の好事例となる事業者を選定すること。

(イ) 選定数は、最低1事業者とするが、甲と乙で協議の上で決定するものとする。

(ウ) 選定した事業者のGBP活用状況を分析し、(2)において実施するセミナーにおいて紹介すること。

(エ) セミナーにおける紹介にあたっては、当該事業者の承諾を得ること。

ウ 分析レポート作成業務

(ア) ア及びイで実施した分析結果及び考察をまとめたレポートを作成すること。

(イ) レポートの提出時期については、(2)を鑑み、原則として、令和6（2024）年8月30日（金）までとするが、甲と乙で協議の上で決定するものとする。

(2) 分析結果活用業務

ア 事業者向けセミナー開催業務

(ア) 栃木県内の事業者を対象としたセミナーを開催し、(1)で実施した分析結果及

び考察について説明すること。

- (イ) (ア)の説明は、業種（観光事業者・飲食事業者・宿泊事業者）毎に行うこと。
- (ウ) (ア)の説明の他、GBPの概要や活用のメリットについても説明すること。

イ 市町及び観光関連団体向けセミナー開催業務

- (ア) 栃木県内の市町観光主管課及び観光関連団体（観光協会、観光地域づくり法人（DMO）、商工会議所、商工会等）を対象としたセミナーを開催し、(1)で実施した分析結果及び考察について説明すること。
- (イ) (ア)の説明は、栃木県内5地域毎に行うこと。
- (ウ) (ア)の説明の他、GBPの概要や活用のメリットについても説明すること。
- (エ) (3)の地域におけるGBP登録・活用推進者（以下「推進者」という。）が参加することを想定し、推進者が業務を行う上で参考となるような内容とすること。

ウ 留意事項

- (ア) セミナー開催時期は、原則として、令和6（2024）年9月から10月とするが、甲と乙で協議の上で決定するものとする。
 - (イ) セミナーの開催回数は、甲と乙で協議の上で決定するものとする。
 - (ウ) セミナー開催方法は、原則として、Zoomによるオンラインとするが、甲と乙で協議の上で決定するものとする。
 - (エ) セミナー参加者の募集、申込受付、資料の作成等は乙が行うこととし、内容については甲と乙で協議の上で決定するものとする。
 - (オ) セミナー参加者の募集に当たり、セミナー開催案内を作成の上、セミナーの対象者が確実に認知し、積極的な参加を促すための広報施策を行うこと。
 - (カ) セミナー実施の様子を動画で録画の上、委託期間中、希望者に対し、YouTube等でアーカイブ配信を行うこと。
 - (キ) セミナー開催案内や資料の作成・印刷料、撮影・アーカイブ動画作成費、講師登壇料、その他セミナーを円滑に実施するために必要な経費は、全て委託料に含むこと。
 - (ク) (1)イの事業者をセミナーで紹介するに当たっては、当該事業者の承諾を得るとともに、紹介の仕方について当該事業者と協議の上で決定すること。
- (3) GBPオーナー登録・活用サポート事務局運営業務

ア 事務局設置及び運営

GBPオーナー登録・活用の促進及び推進者の育成を行うため、乙は、契約締結後速やかに事務局を設置し、委託期間中運営すること。

イ 地域におけるGBP登録・活用推進者の育成業務

- (ア) 本事業終了後の継続的な事業効果の維持・発展を見据え、GBPやWEBマップに関する知識や重要性を熟知し、地域でWEBマップの活用を推進しうる推進者を市町毎に定め、育成する。

- (イ) 推進者は、各市町観光主管課職員又は各市町観光協会職員を想定する。
- (ウ) 甲は、各市町1名以上の推進者名簿を作成し、乙に提供する。
- (エ) 乙は、(ウ)の名簿を適切に管理すること。
- (オ) 推進者の理解度向上を図るため、勉強会を開催すること。
- (カ) (オ)の勉強会開催時期は、甲と乙で協議の上で決定するものとする。
- (キ) (オ)の勉強会開催回数は、甲と乙で協議の上で決定するものとする。
- (ク) (オ)の勉強会開催方法は、原則として、Zoomによるオンラインとするが、甲と乙で協議の上で決定するものとする。
- (ケ) (オ)の勉強会参加者の募集、申込受付、資料の作成等は乙が行うこととし、内容については甲と乙で協議の上で決定するものとする。
- (コ) (オ)の勉強会開催案内や資料の作成・印刷料、講師登壇料、その他勉強会を円滑に実施するために必要な経費は、全て委託料に含むこと。
- (サ) 各推進者とは定期的に電話やオンライン等でヒアリングやアドバイスをを行い、継続的な育成を行うこと。

ウ 事業者のGBPオーナー登録及び活用サポート業務

- (ア) GBPオーナー登録が未登録の事業者に対し、オーナー登録サポート※1を行うこと。
 - ※1 オーナー登録サポート：GBPアカウント開設、オーナー認証、基本情報（施設名、住所、営業時間、電話番号、カテゴリー、説明文等）の登録をサポートすること。
- (イ) (ア)の令和6（2024）年度におけるオーナー登録サポート件数は100件とする。100件を超える場合でも、予算の範囲内でオーナー登録サポート件数を増やすこと。
- (ウ) (ア)のオーナー登録サポートは、推進者と協議の上で推進者とともに進めること。
- (エ) (ア)のオーナー登録サポートを行う際には、予め栃木県内の事業者のGBPオーナー登録状況を確認し、甲及び推進者と協議の上でオーナー登録サポート対象者リストを作成すること。リストは必要に応じ、随時更新すること。
- (オ) 委託料はオーナー登録サポート件数の実績に基づき精算することを前提として契約するものとし、見積にはその算出根拠を明記すること。
- (カ) (ア)のオーナー登録サポートを行う際には、事業者からGBPアクセス共有権※2を取得すること。取得に際し、将来的に甲が他事業で利用することについて事業者から承諾を得ること。

※2 GBPアクセス共有権：事業者のGoogleアカウントが本事業専用の甲、事務局及び推進者のGoogleアカウントに対してGBPの管理者権限を付与することで、甲、事務局及び推進者が事業者のGBPパフォーマンスデータ等を

閲覧できる権限

(キ) (カ)で取得したアクセス共有権は、過年度にオーナー登録サポートした事業者のアクセス共有権とともに、適切に管理すること。

(ク) 過年度にオーナー登録サポートした事業者及び(ア)でオーナー登録サポートした事業者に対し、GBP活用サポート※3を行うこと。

※3 活用サポート：集客力向上につながる登録方法のアドバイス及びパフォーマンスデータの活用方法等について事業者に教示すること。

(ケ) (ク)の活用サポートは、推進者と協議の上で推進者とともに進めること。

(コ) (ク)の活用サポートは、GBPの仕様の変更等の最新情報を随時事業者に教示する等の委託期間において継続的なものとする。

6 提出物及び提出期限

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

ア 企画提案の内容を基に、業務スキームを含めた委託業務全体のスケジュールについて盛り込んだ「業務実施計画書」

イ 総括責任者通知書

ウ その他甲が業務確認に必要と認める書類

(2) 各業務完了後に提出するもの

ア 5(1)ウの分析レポートを収めたDVD-ROM 1枚又はHDD 1個

令和6(2024)年8月30日(金)までに提出すること。

イ 5(2)ウ(カ)のセミナーアーカイブ動画を収めたDVD-ROM 1枚又はHDD 1個

セミナー開催後速やかに(具体的な提出期限については甲と乙で協議の上で決定する。)提出すること。

ウ アクセス共有権

随時提出すること。

オ 7(6)の打合せ議事録

打合せ後1週間以内に提出すること。

エ その他甲が業務確認に必要と認める書類

(3) 業務完了後に提出するもの

ア 業務完了報告書

イ 実績報告書(A4判)紙媒体3部及びDVD-ROM 1枚又はHDD 1個

令和7(2025)年3月31日(月)までに提出すること。

ウ その他甲が業務確認に必要と認める書類

7 留意事項

(1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、甲と協議を重ねながら、適正に履

行すること。

- (2) 本業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 業務実施のための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (4) 甲は、必要に応じ、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- (5) 各業務の詳細について甲と乙で協議の上で決定し、進捗状況を綿密に甲に報告すること。
- (6) (5)の遂行のため、対面又はオンラインにて、甲と乙は、業務着手時1回以上及び月1回以上の打合せを行うこととする。打合せの回数は、必要に応じて変更できるものとする。なお、乙は、打合せ後に、議事録を作成すること。
- (7) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合はこの限りでない。
- (8) 乙は、本業務の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定め、契約締結後速やかに甲に通知しなければならない。なお、統括責任者は原則として変更できないものとする。
- (9) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (10) 本委託業務による成果物の著作権は甲と乙双方に帰属することとし、甲は加工及び二次利用できることとする。
- (11) 本事業で収集した情報は厳重管理するとともに、委託終了後はデータの削除を行うこと。
- (12) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは甲と乙で協議の上で定めることとする。
- (13) 本仕様書に定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

別紙

地域	市町
日光	日光市
那須	大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町
県央	宇都宮市、鹿沼市、さくら市、那須烏山市、上三川町、高根沢町、那珂川町
県南	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町
県東	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町